

# 政治資金規正法の一部を改正する法律案 要綱

## 1 企業・団体の寄附の禁止

- (1) 法人その他の団体（政治団体を除く。）は、政治活動に関する寄附をしてはならないこと。
- (2) 何人も、法人その他の団体に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならないこと。
- (3) (1)又は(2)に違反した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処すること。

## 2 施行期日

この法律は、平成28年1月1日から施行すること。

## 3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

